

2022年4月1日

エコマーク商品類型 No. 119 「パーソナルコンピュータVersion3.2」、  
No.159 「サーバ類Version1.2」 認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

**1. 改定の経緯、概要**

標記の商品類型では、省エネ基準としてグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」と整合を図り必須項目を設定している。また、選択項目は必須項目よりも30%引き上げた数値をエコマーク独自で設定し、加点対象としている。

エコマークの認定基準は、グリーン購入法と同等以上の関係を保つことを基本原則としており、2022年2月25日にグリーン購入法の基本方針が改正されたため、改定を行った。

**2. 改定日：2022年4月1日**

**3. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し） <改定箇所のみ抜粋>**

エコマーク商品類型 No.119 「パーソナルコンピュータ Version3.3」 認定基準書(案)

**4-1.環境に関する基準と証明方法**

**4-1-1 省資源と資源循環**

(1) **【必須項目】**、**【選択項目】**

製品は、**別表1**の「製品設計チェックリスト」に適合すること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および記入表1「製品設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、提出すること。

**別表1 製品設計チェックリスト**

No	要求	対象部品	カテゴリ	実現	解説																
<b>A. リデュースの評価</b>																					
<b>【製品の省資源化】</b>																					
2	筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体または部品の一つに再生プラスチックまたは <b>バイオマス植物を原料とする</b> プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているか。	筐体またはプラスチック部品	<b>【必須項目】</b> ただし、分類 <del>F</del> 、G は <b>【選択項目】</b>	□はい/□いいえ	<table border="1"><thead><tr><th>部品名 (素材名)</th><th>再生プラスチック部品/<b>バイオマス植物由来</b>プラスチック</th><th>部品質量 (g)</th><th>配合率 *(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>*配合率： <b>バイオマス植物由来</b>プラスチックの場合、バイオベース合成ポリマー含有率</p>	部品名 (素材名)	再生プラスチック部品/ <b>バイオマス植物由来</b> プラスチック	部品質量 (g)	配合率 *(%)												
部品名 (素材名)	再生プラスチック部品/ <b>バイオマス植物由来</b> プラスチック	部品質量 (g)	配合率 *(%)																		

No	要求	対象部品	カテゴリ	実現	解説
					<p>少なくとも1つの部品以上に使用することが求められ、配合率は問わない。</p> <p>「環境負荷低減効果が確認された<b>バイオマス植物由来プラスチック</b>とは、「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱い」を参考に以下の観点を自主的に評価したものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>バイオマス植物由来</b>プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティ</li> <li>・バイオベース合成ポリマー含有率の確認</li> <li>・環境負荷低減効果の確認</li> <li>・有害物質の確認</li> <li>・使用後のリサイクル性</li> </ul>

分類 F. シンクライアント、G. ディスプレイ

No.2 の筐体への再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックの使用は、令和4年度のグリーン購入法の改正で、シンクライアントについても必須の要件となったため、エコマークの基準も変更するもの。

また、「植物由来プラスチック」については、グリーン購入法で「バイオマスプラスチック」と表記されることになったため、名称のみを変更するもの。

(「バイオマスプラスチック」は、国の「バイオプラスチック導入ロードマップ」等で統一的に使用されている)

4-1-2 地球温暖化の防止

(9) 【必須項目】、【選択項目】

製品の省エネルギー性能は、以下 a) または b) を満たすこと。

a) 【必須項目】

製品は、表3に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に ~~100/85~~ を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。

【選択項目】

製品は、表3に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に ~~100/115~~ 130 を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。

なお、本項は省エネ法で対象とならない製品のうち、表3に準じて基準エネルギー消費効率が算出可能な製品に対しても適用される。

表 3. パーソナルコンピュータの基準エネルギー消費効率

製品形態の種類別		区分			区分名	基準エネルギー消費効率の算定式 [kWh/年]
		Pスコア	画面サイズ	筐体容量		
ノートブック パーソナル コンピュータ		8未満	15型未満	—	10	$E=5.21+TEC_{MEMORY}+TEC_{INT\_DISPLAY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
			15型以上	—	11	$E=7.75+TEC_{MEMORY}+TEC_{INT\_DISPLAY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
		8以上	—	—	12	$E=11.34+TEC_{MEMORY}+TEC_{INT\_DISPLAY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
デスクトップ パーソナル コンピュータ	一体形	8未満	—	—	13	$E=39.87+TEC_{MEMORY}+TEC_{INT\_DISPLAY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
		8以上	—	—	14	$E=53.32+TEC_{MEMORY}+TEC_{INT\_DISPLAY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
	分離型	—	—	5L未満	15	$E=29.59+TEC_{MEMORY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}$
		—	—	5L以上 20L未満	16	$E=31.33+TEC_{MEMORY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}+TEC_{POWER}$
		—	—	20L以上 35L未満	17	$E=28.45+TEC_{MEMORY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}+TEC_{POWER}$
		—	—	35L以上	18	$E=40.47+TEC_{MEMORY}+TEC_{STORAGE}+TEC_{GRAPHIC}+TEC_{POWER}$

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること、および記入表 4 を提出すること。

グリーン購入法の改正にあわせて変更する。

【必須項目】：グリーン購入法の判断の基準（目標年度の基準値に引き上げ）

【選択項目】（必須項目ではないが、適合できると加点となるもの。全ての選択項目の適合割合は 45%以上を認定要件ととしている）：省エネ法の目標年度（令和 4 年度）の数値の 100/130 とする。（従来通り、選択項目の基準値は、必須項目の 30%高い基準値としている）

エコマーク商品類型 No.159 「サーバ類 Version1.3」 認定基準書（案）

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

(1) 【必須項目】、【選択項目】

製品は、別表1の「製品設計チェックリスト」に適合すること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および記入表1「製品設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、提出すること。

別表1 製品設計チェックリスト

No	要求	対象部品	カテゴリ	実現	解説																
<b>A. リデュースの評価</b>																					
<b>【製品の省資源化】</b>																					
2	筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体または部品の一つに再生プラスチックまたはバイオマス植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているか。	筐体またはプラスチック部品		【選択項目】	<p>□はい/□いいえ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品名 (素材名)</th> <th>再生プラスチック部品/バイオマス植物由来プラスチック</th> <th>部品質量 (g)</th> <th>配合率 *(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*配合率：バイオマス植物由来プラスチックの場合、バイオベース合成ポリマー含有率</p> <p>「環境負荷低減効果が確認されたバイオマス植物由来プラスチック」とは、「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱い」を参考に以下の観点を自主的に評価したものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス植物由来プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティ</li> <li>・バイオベース合成ポリマー含有率の確認</li> <li>・環境負荷低減効果の確認</li> <li>・有害物質の確認</li> <li>・使用後のリサイクル性</li> </ul>	部品名 (素材名)	再生プラスチック部品/バイオマス植物由来プラスチック	部品質量 (g)	配合率 *(%)												
部品名 (素材名)	再生プラスチック部品/バイオマス植物由来プラスチック	部品質量 (g)	配合率 *(%)																		

No.2の「植物由来プラスチック」については、グリーン購入法で「バイオマスプラスチック」と表記されることになったため、名称のみを変更するもの。

(バイオマスプラスチックは、国の「バイオプラスチック導入ロードマップ」等で統一的使用されている)

以上